特別国民体育大会冬季大会スキー競技会 岩手県実行委員会 設立総会

日時:令和3年8月6日(金)14時00分

場所:ホテルニューカリーナ 2階 アイリス

< 次 第 >

- 1 開 会
- 2 挨 拶岩手県知事 達増 拓也
- 3 報 告 開催準備経過及び大会概要について
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - (1) 議案第1号 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会 組織体制について
 - (2) 議案第2号 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会 会則について
- 6 その他
- 7 閉 会
 - ※ 閉会後に第1回総会を開催(予定)

開催準備経過及び大会概要について

1 開催準備経過

年 月 日	内 容				
令和2年10月21日	公益財団法人日本スポーツ協会及び文部科学省が令和5年開				
	催の特別国民体育大会冬季大会スキー競技会(以下、「大会」と				
	いう。)について、岩手県、岩手県教育委員会及び公益財団法人岩				
	手県体育協会に対して開催を要請				
令和2年11月30日	岩手県、岩手県教育委員会及び公益財団法人岩手県体育協会が3				
	者連名で、公益財団法人日本スポーツ協会及び文部科学省に対し、				
	開催受諾書を提出				
令和2年12月25日	公益財団法人日本スポーツ協会の泉正文副会長が来県し、岩手				
	県知事に対して開催決定書を交付				
令和3年1月~7月	岩手県、八幡平市及び一般財団法人岩手県スキー連盟におい				
	て、日程並びに競技会場等について調査・調整				
令和3年8月6日	特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会設				
	立総会及び第1回総会を開催				

2 大会概要

(1) 国民体育大会とは

国民体育大会とは、昭和 21 年 (1946 年) から毎年開催されている都道府県 対抗の、わが国最大の国民スポーツの祭典で、「国体」の略称で広く国民に親 しまれている。

(2) 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催概要

ア主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、岩手県、 公益財団法人全日本スキー連盟、八幡平市

イ 大会の概要

開催時期	令和5年2月
大会名称	特別国民体育大会冬季大会スキー競技会
会 期	競技会4日間(初日に開始式)
会場	八幡平市(矢神飛躍台、田山クロスカントリーコース、安比高原ス
云 勿	キー場)
実施競技	ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、クロスカントリー、
	コンバインド
参加資格	開催年度において中学3年生以上の選手
参加人員	選手・監督等:約1,800人

[国民体育大会本大会及び冬季大会の開催状況]

CHECK INCH INCH INCH INCH INCH						
大会		本大会	冬季大会			
年	口	平八云	スキー	スケート	アイスホッケー	
令和2年	75	鹿児島(延期)	富山	青森		
令和3年	76	三重	秋田 (中止)	岐阜・愛知	愛知	
令和4年	77	栃木	秋田	栃木		
令和5年	特別	鹿児島	岩手	青森		

ウ 開催実績・予定(平成10年以降)

平成28年希望郷いわて国体以来、7年ぶりの開催

	冬季	七层化		
回(開催年)	スキー競技	スケート・アイスホッケー競技	本国体	
第 53 回 (平成 10 年)	岩手県 (安代町)	岩手県 (盛岡市、石鳥谷町、二戸市)	神奈川県	
第 60 回 (平成 17 年)	岩手県(安代町)	山梨県、東京都	岡山県	
第 71 回 (平成 28 年)	岩手県 (八幡平市)	岩手県 (盛岡市、花巻市、二戸市)	岩手県	
特別 (令和5年)	岩手県(八幡平市)	青森県	鹿児島県	

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会 岩手県実行委員会組織体制

1 設立目的

国民体育大会開催基準要項に基づき、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会の 開催に必要な準備と運営に関する事業を行うことを目的として設立するものであ る。

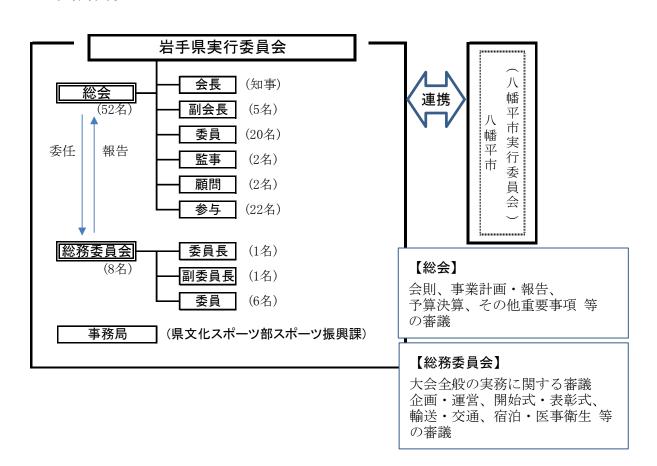
2 実行委員会の構成

本県での国体開催の機運を多方面から高めていくとともに、関係機関・団体等との緊密な連携・協力のもと、効果的かつ円滑な大会運営を目指すため、幅広く各界からの参画を図る。

【構成機関·団体等】

国関係、県・会場地市関係、学校関係、スポーツ関係、医療関係、輸送・交通関係、消防関係、 衛生関係、観光関係、経済関係、報道関係

3 組織体制



特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会(以下「大会」という。)を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 大会運営に必要な総合的な計画に関すること。
 - (2) 開始式及び表彰式の運営に関すること。
 - (3) 役員、選手団等の宿泊及び輸送等に関すること。
 - (4) 競技運営に関すること。
 - (5) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体、その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 本会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)を もって組織する。
 - (1) 岩手県及び会場地市の代表者及び役職員
 - (2) 岩手県及び会場地市の議会の議員
 - (3) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体の代表者並びに役職員
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、大会の開催準備及び運営に関係のある者

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 若干名
- 2 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

(役員、顧問及び参与の選任)

- 第6条 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 2 副会長、監事、顧問及び参与は、別表第1に掲げる職にある者を会長が委嘱する。
- 3 前項に掲げる者のほか、会長が必要と認める者を委員として委嘱することができる。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職

務を代理する。

- 3 監事は、本会の財務を監査する。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 5 参与は、重要な事項に参与する。

(任期)

- 第8条 委員、役員、顧問及び参与(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時の機関及び団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第9条 本会に次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 総務委員会

(総会)

- 第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者が務める。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 総務委員会に委任する事項に関すること。
 - (5) その他、本会の目的達成のために重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に 出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面 で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総務委員会)

- 第 11 条 総務委員会(以下「委員会」という。)は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、岩手県文化スポーツ部長をもって充てる。
- 3 副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者を委員長が委嘱する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 大会の企画及び運営並びに広報に関すること。
 - (2) 開始式及び表彰式の運営に関すること。
 - (3) 輸送及び交通に関すること。
 - (4) 宿泊及び医事衛生に関すること。
 - (5) 競技会の企画及び運営に関すること。

- (6) その他会務に必要な事項に関すること。
- 6 委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告しなければならない。
- 7 前条第5項及び第6項の規定は、委員会において準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第 12 条 会長は、総会及び委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課内に置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第15条 本会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。
- 2 本会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第17条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から 令和4年3月31日までとする。

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会 岩手県実行委員会

(52名)

		区 分	}	人数	所 属	役	職
	会		長	1	岩手県	知	事
					岩手県	副	知 事
					岩手県教育委員会	教	育 長
	副	会	長	5	八幡平市	市	長
					(公財) 岩手県体育協会	副会長	兼理事長
					(一財) 岩手県スキー連盟	会	長
		たローす	事部局		岩手県文化スポーツ部	部	長
	県	자 쿡		3	盛岡広域振興局	局	長
		警察	客本 部		岩手県警察本部	本	部 長
	会場	会場	市関係	2	八幡平市		市 長
	市	教育	委員会	2	八幡平市教育委員会	教	育 長
	,	学校	関係	1	岩手県高等学校体育連盟	会	長
		子 仅	内	1	岩手県中学校体育連盟	会	長
					陸上自衛隊岩手駐屯地司令業務室	室	長
委		関 係	3 体 3	3	(一社) 八幡平市体育協会	会	長
安					盛岡地方気象台	台	전 전 전 전
員					(一社) 岩手県医師会	会	長
具		医療関係		3	(一社) 岩手県歯科医師会	会	長
					(一社) 岩手県薬剤師会	会	長長長
		輸送・交通関係		2	(公社)岩手県バス協会	会	長
					(一社) 岩手県タクシー協会	会	
		消防	関 係	1	盛岡地区広域消防組合		防 長
		衛 生	関 係	1	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合		事 長
	1	観光	関 係	1	(公財)岩手県観光協会		事 長
	3	経済	関 係	2	岩手県商工会議所連合会	会	長
	,	E 17	K) IV		岩手県商工会連合会	会	長
	压厂		+	0	岩手県	会計	管理者
	監		事	2	八幡平市		管理者
				· 	岩手県議会	議	長
	顧問		2	八幡平市議会	議	 長	
				4			
4					陸上自衛隊岩手駐屯地 自衛隊岩手地方協力本部	一一	令 部 長
参		関 係 団	団体				部 長 <u></u> 配 人
与					八幡平市田山スキー場		
7	2	 報 道		10	安比高原スキー場		之配人 ま
		知	(茂)	18	報道機関各社	代	表

別表第2 (第11条関係)

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会総務委員会

(8名)

			(0石)
区 分	人数	所 属	役 職
委員長	1	岩手県文化スポーツ部	部 長
副委員長	1	(公財)岩手県体育協会	事務局長又はそれに準ずる職
		岩手県教育委員会	主管課長
	6	八幡平市	主管課長
委 員		岩手県高等学校体育連盟	事務局長又はそれに準ずる職
女 貝		(一財)岩手県スキー連盟	事務局長又はそれに準ずる職
		(公社)岩手県バス協会	事務局長又はそれに準ずる職
		(公財)岩手県観光協会	事務局長又はそれに準ずる職